

## 大学発「地域貢献・再生論」について

松村, 邦彦  
文京学院大学統括ディレクター付地域連携推進室長

<https://doi.org/10.15017/20618>

---

出版情報：地域健康文化学論輯. 1, pp.39-57, 2009-09-30. Japan Institute for Community, Health, and Culture  
バージョン：  
権利関係：

## 大学発「地域貢献・再生論」について

松村 邦彦

はじめに

この論文は、平成17年の中教審答申において大学の第三のミッションとして、「大学の社会貢献」とりわけ、「大学の地域社会との連携」が大学に課せられた大きな社会的使命となったことに伴い、その展開を「競争力の強化をめざす大学」と「自立・発展をめざす地域」との補完的マネジメントに対して「大学と地域との共生」また「大学と地域との好循環の形成」を視野に入れ考察するものである。

さて、わが国ではその地域社会の根底に流れていた「伝統的な地域コミュニティ」が高齢化、過疎化、産業構造の転換などにより、その機能が喪失している。また、その地域社会を取り込む自治体も、厳しい財政状況と自治体間競争の中で、財政、社会、文化、教育、環境などの公共政策ならびに公共サービス改革(市場化テスト)などに創意工夫を凝らした施策を展開している。こうした状況をふまえ、地域経済活成化に向けた地場産業の育成、新たな産業の掘り起こし、ベンチャー企業等の起業支援に向けての環境整備、まちの潤いと賑わいの視点から中心市街地の商店街の活性化、健やかなところとからだの癒しをめざす地域医療、優しさと労わりの介護、福祉、地域振興の普及・推進の仕事人である地域コーディネーターなどの人材養成、生涯学習コミュニティの形成、文化の薫り高い新しい価値の創造、そして命と暮らしをまもる防災に強い安心・安全なまちづくりなどが喫緊の課題となっている。

一方、大学においても18歳人口の減少に伴う戦略的な大学経営、国からの財政支援などの希薄化、厳しい競争的環境における補助金制度、教育・研究の個性化、多様化、国際化への対応など課題が山積しており、事態改善に向け各大学では厳しい大学運営を余儀なくされている。そうした中で、今、大学の役割が大きく見直されている。これまで教育、研究が最大の役割であった大学が、学生数の減少や国からの支援が減少する中で、立地する地域に関して大学が創造的・補完的な関係を構築することが大学の基本戦略とすべきことを認識し始めた。こうした背景にもとづき、大学の社会貢献(地域貢献)という新しい役割が一気に加速し各大学では地元自治体と連携、協働し地域再生に向け積極的に大学経営資源を注入するなど特色ある活動を展開している。

また、地域側も大学との連携・協働により自らの課題やポテンシャルを認識し大学と共創による地域おこし、まちづくりの担い手などを育成すべきことの必要性を痛感していた。そうした中で、大学と地域が対等な協働プラットフォームを構築し住環境の整備・改善、地場産業の振興、安心・安全なまちづくりなどの課題にそれぞれがパートナーシップを発揮している。

換言すれば、大学と地域の共創による中心市街地や商店街の活性化、住環境の再生や地場産業の振興、防災に強く、環境に優しい個性豊かな魅力ある拠点の形成に向け、それぞ

れの役割を認識した双方向の事業マネジメント態勢が展開されているのである。

かつて、大学は「象牙の塔」と呼ばれ、地域社会において中立的な存在であると同時に、その一構成員にすぎなかった。しかし、時代の要請にもとづき近年「大学と地域の連帯によるまちづくり」などが欧米の先見的な取組みが学会などで紹介されたことに伴い、一層わが国の国公立大学が競争的な環境のもとに活発化し、個性豊かな展開を図っている。例えば、米国では、ペンシルバニア大学が地域重視の大学勧告のもと、地元ペンシルバニア市と連携・協働による大学街地区再生の施策を積極的に展開している。

すなわち、ウエスト・フィラデルフィア地区にあるメインキャンパスにおける地域と大学との組織的接点は、地区内の再開発事業を協議するための教育、医療機関によって設立された「ウエスト・フィラデルフィア協会(1959年)」から始まる。その後、1969年に同大学の学長が「大学は、地域住民の生活に目を向けるべし」との勧告を行い、特定の大学だけでなく、地域の多様な構成員が参加できる組織として協会が再編成され、名称も「ウエスト・フィラデルフィア・パートナーシップ」と改称され現在に至っている。

現在では、大学が市民組織、公教育を支援するとともに、市民に対する就労支援、市民の生活の質を改善するため住・商などの複合的な地域開発を実践し大学街を含めた中心市街地の再生に大学が大きな社会貢献をしている状況にある(1)。

さて、2004年の国立大学の法人化に伴い大学はこの機を捉え、国公立を問わず、大学は自らの生き残りをかけたサバイバルレースの様相を呈する状況にいたった。すなわち、各大学が少子化時代を象徴する学生数の減少や国をはじめ公的機関からの支援が減少する中で、立地する地域社会との共存を図り地域再生に向けての創造的な周辺環境の整備、改善などを構築することが、まさに大学の重要な課題であることを認識し始めたのである。

そうした中で、平成20年7月に教育基本法の改正にもとづく「教育振興基本計画」においても、先の中教審の答申の具現化に向けて、国公立大学の連携などを通じた地域振興のための取組みを国が支援することを表明している。因みに、この施策は今後5年間(平成20年～24年)に総合的かつ計画的に推進するものとしている。

## 1. 変化する大学像

この章では、わが国の国際競争力の強化の一助として国の文教政策の大学に対する新たな施策、また、地方分権が大学に与えた影響などについて考察する。

### 1-1. 大学を中核とした日本経済再生政策について

平成13年6月に文科省は経済財政諮問会議の決定をふまえ、「大学を起点とする日本経済活性化のための構造改革プラン」を策定した。そのサブタイトルとして、「大学が変わる、日本が変わる」と銘打ち、大学を核とした3つの改革を唱えていた。

#### ① 世界最高水準の大学づくり

(評価にもとづく競争原理の徹底、大学発の新産業創出の加速、国立大学を民の発想を生かした新しい経営システムの転換)

#### ② 人材大国の創造(世界に通用するプロフェッショナルの育成、社会・雇用の

変化に対応できる人材の育成)

③ 都市・地域の再生(都市・地域と一体となった大学への転換)が示されている。  
具体的には、次の三つのプランが提示されていた。

- 大学と都市機能を一体化した21世紀型産業・頭脳拠点都市の整備
- 大学を核とする自治体主導の知的センターの全国展開
- 自治体から地域の大学への協力を可能に新たな国・地方協力関係の樹立。(2)

#### 1 - 2. 大学の地域再生などに伴う国の支援措置

(1) 平成16年に国の文教政策の一環として国立大学の法人化が実施された。

その目的の一つとしては、大学が地域振興の核となり地域との新しいパートナーシップのもと、相互の連携、協働による地域再生を図り、もって、地域社会との多様なニーズに的確に応えられることにあった。

そうした中で、文科省は地域連携特別支援事業としてまず国公立大学に対して競争的資金10億円を予算化し、競争的補助金制度を定着させた。そこで、各大学は地元地域社会との真のパートナーとしての存在感を高め、大学の知の総合力を地域に融合し、都市・地域の再生に向け連携・協働の必要性を共通化し、個性豊かな施策を展開して行った。現在では、私立大学も含め新しい視点にたった地域再生計画など活発な提案とその発展的展開を実践している。

これとは別に、その前年から導入された「特色ある大学教育支援プログラム(特色GP)」それに続く「現代的教育ニーズ取組み支援プログラム(現代GP)」などの誘導策にもとづく競争的環境の中で創意工夫を凝らした大学と地域との連携・協働の都市・地域の再生が始まっている。

因みに、平成19年度からは「質の高い大学教育推進プログラム」に変更され、また翌年から「大学教育・学生支援推進プログラム」に変更となり、「地域社会のニーズに応える人材養成支援」が補助対象として制度化されている。(3)

ここにおいては、生涯学習を視野に入れた、新規学習ニーズ対応プログラムである、教育訓練講座、公開講座などの他、大学の施設開放支援を含めた知の拠点などを対象として地域貢献支援メニューの名において支援した。

さらに平成21年度では、大学の地域貢献に際してさらなる財政的な支援システムを競争的環境の中で創設している。その要件として、大学が担当窓口を設置しかつ地域貢献に向けて全学的な共通目標を定めていることが補助金採択の前提条件となっている。他方、産学連携の部署、ベンチャー支援の状況、産業界のニーズに対応したカリキュラムの編成などが新たな補助採択条件に加わった。

こうした「私立大学等経常費特別補助」のガイドラインが大学の地域貢献に一層の弾みをつけ、各大学では新しい視点にたった地域再生計画などを地域との連携・協働の中で推進している。

(2) 都市再生プロジェクト「大学と地域の連携協働による都市再生」(都市再生本部決定「平成17年12月」)によると、大学に対して、「市民に開かれた大

学、連続した緑地の確保などまちづくりと調和した大学キャンパスの形成」、また「大学キャンパスの再整備などにあたっては、まちづくりの課題の解決に向けて、環境、防災、交通面などに配慮する」との方針が大学に課されている。

- (3) 平成18年3月「大学と地域との連携協働による都市再生の推進に関する「関係府省連絡会議」が設置され、文科省をはじめ関係省庁が一丸となり、地域再生に向けて施策を講じている。その前年の4月には総務省が中心となり「地域再生法」が制定され、また、その流れをうけた地域再生基本方針にもとづき、大学が知の府としての総合力を持つことから、大学などの教育機関を地域再生の重要な担い手と位置づけ、大学等と連携した地域の自主的な取組みに対して省庁が連携支援する「地域の知の拠点再生プログラム」を推進している。

#### 1 - 3. 産学の有機的連携の必要性について

平成10年当時、わが国は、先端科学技術を駆使したIT分野の開発、市場化がまさに焦眉の急であった。その時代背景としては、マクロ的要因としてイノベーションなどを駆使して世界をリードしてきた日本の先端技術力が国際的に低下し社会問題を呈することが挙げられる。そこで、平成6年には、アメリカの大学と産業界の連携から学びえたことを痛感し、産業界から大学技術の応用に期待を寄せている最中、一連の大学発ベンチャー支援法が制定されて行く。

これを機に、大学における技術に関する研究成果と特許制度などを活用することにより、社会における有効活用を促進させる弾みができた。そうした中で、平成10年8月に特定大学技術移転事業を実施する「大学等技術移転促進法」いわゆる、「TLO」(Technology Licensing Organization)が制定された。

このことにより、大学に対する社会的ニーズである大学発の知的財産を生み育て、知的財産の技術移転を通じて地域の「新規産業の創出」に繋がり、地域の活性化に寄与することになる。一方、インキュベーションの視点では、今後のベンチャービジネスに呈する新しい環境創造、起業家を志す学生への多角的な支援活動が促進された。

こうした状況の中で、大学発ベンチャーが産学連携の橋渡し役として地域経済を活性化する可能性は十分ある。都道府県が地域の特色を生かして産業集積を高めようという動きは年々大きくなっている。その核として大学や大学発ベンチャーに寄せる期待は大きい。この中から急成長企業や上場企業が現われれば、税収面を含めた経済効果はより大きくなっていく。細ってきているファンドを補完するには助成金の規模を増やすか、大学による出資を認めるなどの措置も必要になってくる。(4)

#### 1 - 4. 地方分権型社会の実現

わが国は、平成12年4月から地方分権一括法が施行され、分権型社会をめざす大きな第一歩が踏み出された。これにより、わが国の政治、経済をはじめ

とする社会システムのガバナンスが国家から地方自治体へとシフトした。そうした中で現在都市の再生が問われており、少子高齢化という状況の中で世代間を越えた新しいコミュニティの形成、特徴的な地場産業などの分野を融合したイノベーションの創出やそれを支える地域貢献人材開発プログラムの実践、潤いと賑わいのある商店街の形成と地域経済の活性化、防災に強い安心・安全な地域づくりなどその地域の特性を生かした地域創造のグランドデザインの作成が急がれている。

こうした状況の中で、大学はこれまで立地している地域社会に自ら関わることはあまりなかったが、医療、福祉、介護、地域振興、住宅、環境、人材の育成や再教育など幅広い領域で、地域のニーズに沿った役割を大学は担わざるをえないことになった。

大学にとっては、今後その期待される役割を如何なく発揮できる学内環境の構築とこうしたマンパワーの育成が今後の課題と考えられる。

#### 1 - 5. 大学の第三のミッションをめざして

現在、地方・地域においては中心市街地や地場産業の衰退が顕在化し、いわゆるインナーシティの状況にある。そのため地域経済の活力の低下、地域を支えてきた文化などが萎縮しまち全体の活力と魅力が喪失している。

また、喫緊の課題である環境問題への対応、崩壊しつつある地域社会のコミュニティの再生も今後の都市・地域の重要な政策課題である。

こうした政策課題の解決にあたっては、都市・地域と大学が共存共栄を意図した新しい関係の構築が急がれている。とりわけ、大学は地域社会との連携を深めつつこれまでにない新しい文化、地域再生・振興に向け新たな環境条件の整備・改善を図ることが求められている。

また、大学としても公的・民間セクターとの交流、連携を深めその活動への支援、協力態勢を強化していくことが、地域に開かれた大学をめざすためには不可欠である。大学は今まさに、地域社会、地域文化、地域経済の復興、再生、地場産業の育成、新しい産業の発掘、新しいコミュニティの形成などについて地域との共創によって実現していくことが喫緊の課題である。

#### 2. 英国における地域再生と大学について

この章では、英国の都市の再生などについて先見的な取組みを進めているブラッドフォード市とブラッドフォード大学との連携・協働態勢について、また、なぜ同大学が第3の使命を自覚し連携活動を推進したのかについて考察する。

##### 2 - 1. わが国は、750を超える国公私立大学に対して国立大学法人運営交付金、公立大学法人運営費交付金、そして私立大学の約80%が私立大学経常費補助金などがそれぞれ交付され、大学の管理、運営の財政面の骨格となっている。

さて、英国では、「イングランド高等教育助成審議会(Higher Education

Funding Council for England : HEFCE)」が英国イングランド高等教育に対して資金交付などを行う機関がある。この機関は、1992年に継続・高等教育法(Further and Higher Act)が出され、この教育法によりイギリスにはイングランド、ウェールズ、北アイルランドそしてスコットランドの4つの高等教育財政審議会(Higher Education Funding Councils : HEFCs)が礎となっている。なお、この機関を経由して配分される国庫補助金(経常費)はイギリスの各大学・高等教育機関に等分に配分されるわけではない。そのため、多額の研究資金を獲得する機関もあればほとんど獲得できない機関もある。(5)

こうした経緯をふまえ、現在のHEFCEの主な機能・活動としては、イングランド内の高等教育機関への教育・研究とその関連活動のための資金配分、高等教育機関の発展を支援するプログラムへの資金提供、大学やカレッジの財政・運営状況のモニター、資金提供先の質の評価がある。この審議会で定めた戦略計画に、次の5つの項目があげられている。

- ① 学習、教育の質の向上
- ② 研究の質の向上
- ③ 公平な参加による教育機会の増大
- ④ 地域経済や地域コミュニティに対する協働の推進
- ⑤ 質の高い高等教育の持続的発展

ここで、注目すべきことは上記④の「地域経済や地域コミュニティに対する協働の推進」が重視されていることである。このように、教育、研究に次ぐ大学の第3の活動である企業やコミュニティとの連携活動に関する戦略を「Third stream activity」(高等教育機関の新たな活動)＝「第3の潮流」と呼んでいる。これは、教育・研究を統合化し地域経済と地域コミュニティを担う知識や技術を持った人材を育成していく活動である。この活動により人々の生活の質を改善し、地域社会と経済の再生を支援し都市の価値を増大させようとする試みである。そうした中で、ブラッドフォード大学の主要戦略ターゲット2004～2009のプログラムが次のとおり策定された。

- ① ブラッドフォード市と周辺地域に対する経済、社会的貢献
- ② 就業機会、技術的基盤の改善による地域再生計画への貢献
- ③ 地元組織との対話と協働の機会の増大
- ④ 教育・研究・知識移転の企業活動や地域経済戦略への対応
- ⑤ 他の高等教育機関であるカレッジとの協働
- ⑥ 文化的多様性を生かしてコミュニティとの協働、アウトリーチ活動の活発化
- ⑦ 都心再生会社のつくった都市マスタープランに沿った都市再生に貢献する建物や施設への投資

なお、これとは別に都市再生における大学の役割としては、「定住人口増、雇用創出、経済復興、生活・ビジネス環境の向上、民間投資の誘引などを目標に、工場跡地再生、土地開発、住宅整備、文化・産業施設整備、交通環境改善、公共空間整備等に及んでいる。(6)

2 - 2. わが国では内閣総理大臣を本部長とする政府の都市再生本部が、平成17年12月に「大学と地域の連携協働による都市再生の推進」を都市再生プロジェクトとして決定し、政府としてこうした取組みの促進を図ることとした。これを受けて、大学を地域再生の核ととらえた地域の知の拠点再生プログラムなどを国の支援政策をもとに地域社会に広くその普及を図っている。とりわけ、産官学連携やまちづくり学などの公開講座を開設し、地域社会全体の高等教育力を高め、地域の活性化、再生に寄与すべき命題が課せられている。

そうした中で、各大学では、地元地域社会との真のパートナーとしての存在感を高め、大学の知の総合力を地域に融合し、都市・地域の再生に向けて協働・連携の必要性を痛感していた。

わが国でも、上記英国ブラッドフォード大学のように、ブラッドフォード市と連携した、対象地域全体の都市再生のためのマスタープランを作成し、大学がランドスケープ、スポーツ、イベント、ビジネスインキュベーションなど大学周辺の機能強化をしたり、また、職住近接の複合用途地区のプランニング、キャンパスと都市空間の共同化で都心に公共的な空間の創設、さらに、将来の教育環境への対応のための周辺との一体化などを地域連携の名のものに大学のアクションプログラムを地元自治体に示すことの必要を痛感するにいたっている。

特に、英国では都市と大学の補完的マネジメントとして大学は大学の発展を目標とした経営戦略として、政府から配分資金の獲得をめざしている。そうした中で、戦略的な地域連携を推進する観点から大学という主体が持つ教育、研究、人材育成、資金調達といった力をもあわせ都市再生の原動力として積極的に活用し、大学の施設・環境整備と連動した都市再開発のプロジェクトを都心部再生整備の計画に位置づけ実践している。このことは、まさに都市と大学との共生が今後ますます強く、深いものとなることを示していると考えられる。

### 3. 大学の地域貢献をめざすコミュニティ・カレッジについて

この章では、アメリカのコミュニティ・カレッジが地域社会発展の礎となる人材の育成、就労支援、地域経済の活性化などについての取組み状況について考察したい。

3 - 1. 現在、高等教育機関としての大学は公私を問わず、大衆に開かれた公共の施設である。大衆にとっての高等教育とは、専門的な知識や技術、さらには 職業的資格・免許といった生きる拠り所となる資質・能力を高める機会にほかならない。アメリカ高等教育の成功は、そうした意味で個人の力を高め、実社会へのよりよい準備を果たそうとする人々に、多様多彩な学習経験を提供している。

1902年に、最初のコミュニティ・カレッジが設立されて以来、100年を越えて成長を遂げ、今日ではアメリカ大学教育の4割を担っている。1960年代に教育システムの変化があり、コミュニティ住民に公平な教育機会を与え、弱者を救済



する社会的公平性という総合的なミッションをもったコミュニティ・カレッジという考えがでてきた。これには、従来のジュニアカレッジとしての役割に加え次のとおりの機能が備わっている。米国オレゴン州ユージン市にあるレーン・コミュニティ・カレッジを参考例とする。

- ① 4年制の大学への単位移転を目的とした2年間の大学教育
- ② 専門職業教育(地域が必要とする専門職職業訓練プログラムの充実)
- ③ 能力開発計画(希望職種に応じた基礎的、実践的知識、スキルの向上)
- ④ 生涯(成人)教育(個人生活の豊かさを高めるもの、水彩画、コンピュータ)
- ⑤ 文化・コミュニティサービス(音楽・体育など)

3 - 2. アメリカ社会では、コミュニティ・カレッジの中間技術職の養成をめざす職業教育や生涯・成人教育は、人的資源の開発を通じて地域経済とその地域社会を発展させるという効果をもたらすものと認識されている。

同大学では、学生の学習促進、教育単位のコスト削減、コミュニティ・カレッジとしての通学圏の拡大、大学財政に占める授業料収入の低下、効率的組織の開発と運営などについて大学の生産性向上を図った。また、同大学は、地域企業のニーズや地域経済の進行に寄与すべく「経営相談センター」を1982年に開設し、短期の就業教育プログラムを地域の人々に提供している。こうしたことをふまえ、オレゴン州の各大学に共通で見られる特性は次のとおりである。

- 学部学生より、むしろ地域を対象とする社会人向け講座がはるかに充実している
- 地域の各大学が連携しながら、全大学が地域への貢献を第一義とする姿勢が貫かれている。(7)

3 - 3. 総括すれば、各大学がローカルという側面にもかかわらず、むしろ明確な理念・目標の下で、教育機関としての地域・社会貢献を積極的に展開している。そうした中で、地元企業などの私的セクターや研究機関、役所などの公的セクターのニーズに応えるべく、効果的な学習プログラム、教育訓練を地域社会の中に定着している。先述のごとく、アメリカの大学は1960年から1980年代において大きく変化して「機関間の機能分化」の一層の推進とそれとの連携を強化してきた。このことがアメリカでは、高等教育に対する国民のニーズの高まりと地域社会において社会問題解決のために大学が必要だという期待が高まったことによる。

さて、わが国は平成12年4月から地方分権一括法が施行され、分権型社会をめざす大きな一歩が踏み出された。これに関連して、「大学はこれまで、地方・地域問題などにはほとんど関心がなかったが「地域振興、住宅、福祉、環境、人材の育成や再教育など幅広い領域で、地域のニーズに沿った役割を大学は担わざるをえない」(8)ことになり、今後各大学では地域社会のニーズに応えるべく創意工夫を凝らした大学の経営戦略の構築が急がれるところである。しかし、本質的解決に当たっては、一大学の問題ではなく、わが国の大学全体とりわけ

地方大学が地域に必要な人材を定着させ、また健全な地域経済と活力に満ちた地域の活性化にむけて大学が地域の知としての拠点化の推進が不可欠と考える。そうした中で、アメリカで成熟した機関間の機能分化と連携が好循環として社会システムとして定着したことをふまえ、いま、まさに日本版コミュニティ・カレッジの制度設計の構築が喫緊の課題と考える。

#### 4. 大学の地域貢献などに関するアンケート調査について

この章では、大学の第3のミッションである地域貢献に向けどのような取組みを  
実践しているのか。また、大学と連携・協働で地域おこしなどを展開している自  
治体側の課題、また、大学間で見えた多様な取組み状況などについて各種アンケート  
調査をふまえ検証したい。

4 - 1. わが国では、これまで総務省が平成17年11月に東京都特別区および政令  
指定都市を除く全市町村を対象に「大学と連携した地域づくりのための取組に  
関するアンケート」を実施し、また、内閣官房都市再生本部が全市区町村を対  
象に「大学と地域との取組実態についてのアンケート」を平成19年4月に実  
施している。一方、日本私立大学協会でも平成19年3月に加盟大学371大  
学を対象に、アンケートを実施し各大学の地域貢献の中身について実態把握を  
政策的に行っている。一方、日本経済新聞社においては、2007年度から「大  
学の地域貢献ランキング」調査を開始し、全国の国公私立大学730大学を対  
象にアンケート調査を行っており、本年11月にその集約結果が公表される予  
定である。

#### 4 - 2. 大学と地域との取組み等に関するアンケート結果について

(1) 総務省自治行政局のアンケート集約結果概要について、市町村と大学の連携  
型およびその事例について概要は以下のとおりである。

##### 1. 地域資源を活用している事例

地理的条件、歴史遺産、特産品や工芸品や伝統工芸など各市町村が独自に有  
する地域資源を活用している事例や、自然保護事例を図る事例など。

○ アンケートの調査結果では、市町村が大学と連携を期待する分野として最  
も回答が多かったのが「地域独自の産業や地場産業の振興」であった。

##### 2. 学生が地域活性化に貢献している事例

○ 単なるイベント参加事例も多いが、農家ステイ、障害児童支援、空き店舗  
を活用した学生の商店経営体験など学生が地域に入り、まちづくりに参加  
する具体的取組みをしている事例も見られる。

##### 3. 大学の研究・教育活動が直接具体的な取組みとなる事例

○ 防災、福祉、教育など分野は限られている。

##### 4. 各種計画策定に係る調査・研究・アドバイス

- 単なる委員としての参加も多いが、地域課題に密接に関連し、生活交通確保対策、健康21プラン策定事業など大学の研究室全体で取り組んでいる調査研究もある。
- 5. 小・中学生の学習支援や継続的に一環したテーマでの生涯学習
  - 市民向けの生命科学講座、ロボコン教室など大学の高度な研究内容をわかりやすく体験・学習させることで、人材育成、住民の啓発に寄与している事例がある。
- 6. 自治体が設立または誘致を行った大学との連携事例
  - 法律相談窓口、e-コミュニティ構築など大学が立地する地域に存在する複数の市町村と連携している事例が多い。市町村議会や地域住民の理解を得る上でも積極的な地域貢献がなされている。
- 7. 国の研究費助成制度などを活用している事例
  - 地域IT活用型事業等産官学の連携により、経済的波及効果が大きくみこまれるような、大規模かつ先導的な内容のものが多い。
- 8. 組織的な連携窓口を活用している事例
  - 私立大学のエクステンションセンターでは、公開講座にとどまる事例も多いが、地域協働研究センターでは具体的な取組みをしている事例が多い。
- 9. 蔵書内容が異なる大学図書館と公立図書館の両方を地域住民が有効利用できるよう、相互利用できる事例や、大学内に市町村がインキュベーションセンターを設置している事例。
  - 地域内に大学が所在する市町村は取り組み可能な地域連携型である。

(9)

以上が、総務省が平成17年11月に実施したアンケート調査の集約結果である。当時のアンケート担当窓口が総務省「自治行政局自治政策課」から「自治行政局地域力創造グループ地域政策課」と名称が変更されたことに伴い、今回のアンケートをふまえ、第2回目のアンケートの実施について地域政策課に確認したところ、現時点ではない旨のコメントがあった。

## (2) 内閣官房都市再生本部のアンケート

### ① 調査目的

本調査の目的は、2005年7月に同都市再生本部が実施した「大学と地域の取組実態についてのアンケート」の追跡調査である。具体的には、全国各地で進行している大学と地域の連携・協働の取り組み状況を調査し、地方公共団体と大学との協定などの締結状況の推移を把握するとともに、前回の調査で回答を得た主な課題に対してさらなる調査を目的としている。

② 調査対象は、政令指定都市および特別区を含む全国の市区町村を対象に実施した。

### ③ 調査内容

1) 大学と地域との連携体制について

- 2) 大学との連携に関する協定
- 3) 大学と地域との連携を促進するための環境整備について
- 4) 大学と連携を図るうえでの課題について

④ 回収結果

発信数： 1827件  
 回答数： 856件  
 回収率： 46.8%

⑤ アンケート結果

- (1) 大学と連携して事業を行っている市町村は約50%である。
- (2) 大学との連携を円滑かつ確実に進めるための庁内の連携体制については、約70%が事業単位で対応している。
- (3) 上記(2)との関係で約80%の市区町村が大学との間のための組織を設置していない。
- (4) 大学との連携に関する協定(契約書、覚書、申合せ、取決、合意規約など含む)については、2002年以降「地域課題」に関する事項が急激に増加している。因みに、2005年7月のアンケート協定締結数は250件であったが、2007年4月の時点では542件と増大している。
- (5) 大学と地域との連携を促進するための環境整備として約90%の市区町村が多様な主体が実際に集まって情報・意見交換は重要と考えている。
- (6) 90%以上の市区町村が、インターネットなどを活用した情報・意見交換は重要と考えている。
- (7) 「大学地域連携まちづくりネットワーク」を知らない市区町村が約70%を占めている。(10)

わが国では、内閣総理大臣を本部長とする政府の都市再生本部は、平成17年12月に、「大学と地域の連携協働による都市再生の推進」を都市再生プロジェクトを決定し、政府としてこうした取組みの促進を図ることにした。

こうした機をとらえ、「大学と地域が連携したまちづくりワークショップ」を開催した8地域の地方公共団体と大学は、各地域の取組みをより効果的に進めるとともに、こうした取組みを全国に広げていくために、大学と地域が連携してまちづくりに取り組む地域間の情報・意見交換のネットワークを構築することが有用と考えた。

そうした中で、内閣官房都市再生本部の協力を得て、この8地域の地方公共団体と大学が発起人となり、平成18年3月末から4月にかけて、全国から「大学地域連携まちづくりネットワーク」への参加を募り旗揚げした。

このネットワークはまさに国家的レベルのプロジェクトであり市区町村がその存在を把握していないことは極めて問題であり、早急に事態の改善が望まれる。なお、本件の調査により大学と地域との連携・協働の都市再生などに向けての推進支援態勢の中核に位置する行政側としての問題点が顕在化した。

そこで、都市再生本部「内閣官房地域活性化統合事務局(平成19年10月に改編)に、指摘された問題点の改善状況の把握について問い合わせたところ、特に今後このようなアンケート調査の予定はないことの確認をえた。

(3) 日本私立大学協会によるアンケート調査について

同協会は、わが国の高等教育における私立大学の重要性に鑑み、学校法人相互の提携と協力により、私立大学の振興を図り学術及び教育の発展に貢献することを目的とし、その一環として下記のと通りのアンケート調査を平成19年度に実施した。なお、今後のアンケート調査については現時点では無いとのことである。

<回答状況>

- 加盟大学数：371大学
- 回答大学数：280大学(75.5%)
- 連携事例回答大学数：153大学(280大学中、54.6%)

<回答結果(概要)>

**Q1.2 地方自治体との連携率 96.4%**

北海道	93.8%	東北	95.0%	関東	97.6%
中部	95.7%	関西	100%	中四国	91.3%
九州	93.9%				

- 地方自治体の審議会・委員会などへの教職員の派遣協力
- 公開講座への実施、教職員の派遣協力
- 職業訓練、人材養成
- 地域コンソーシアムへの参加
- 自治体職員の研修受け入れなど

**Q3.4 地元産業界との連携率 73.1%**

北海道	81.3%	東北	85.0%	関東	72.6%
中部	72.3%	関西	64.3%	中四国	91.3%
九州	66.7%				

- 地元の商工会議所と連携し具体的な事業を実施
- 地元企業からの受託研究
- 大学主導の産官学連携組織をつくった
- 地元商工会の会員になった
- 地元商店街の活性化等への協力

**Q5.6 地域防災への協力率 61.0%**

北海道	56.3 %	東北	65.0%	関東	65.1%
中部	57.4 %	関西	60.7%	中四国	72.7%
九州	48.5 %				

- 大学周辺の自治会と共同で防災訓練を実施
- 地域の防災訓練への参加協力(学生ボランティア)
- 大規模災害時の非難場所として、グラウンドおよび校舎の開放の協力に関する覚書を地方自治体と締結している。
- 地域防災訓練に場所を提供している
- 防災協定を結んでいる。

**Q 7. 8 連携「窓口」の設置率 51.3%**

北海道	56.3%	東北	55.0%	関東	41.7%
中部	58.7%	関西	54.5%	中四国	65.2
九州	45.5				

**Q 9. 地元入学率全国平均 55.6%**

北海道	85.4%	東北	50.4%	関東	50.0%
中部	57.2%	関西	33.8%	中四国	49.7%
九州	63.0%				

**Q 10. 地元就職率(全国平均) 45.8%**

北海道	59.3%	東北	38.7%	関東	45.1%
中部	57.1%	関西	26.7%	中四国	40.7%
九州	53.3%	(11)			

(4) 日本経済新聞社によるアンケートについて(2008年度版)

同社では、2007年度より全国の国公私立大学の730校に調査票を郵送し、470大学、大学院大学から回答(64%)を得ている。

設問項目・ランキングの方法については、各大学の地域貢献度を様々な観点で測るため次のとおりの設問を設けた。

1. 大学の組織・制度に関連する設問
  - ① 地域貢献を担当する部署の設置状況
  - ② 地域貢献活動費の増減
  - ③ サテライトセンターの設置状況
  - ④ 大学発ベンチャーの有無と件数

2. 学生に関連する設問
  - ① 卒業生の地元就職割合
  - ② インターンシップ制度の有無
  - ③ インターンシップ派遣人数
3. 企業・団体・行政に関連する設問
  - ① 共同・受託研究の地元・地元外の件数
4. 地域貢献に関する協定締結件数
5. 地域の研究課題を公募する制度の有無
6. 地域貢献を目的にした人事交流の有無
7. 人事交流の出向・受け入れ人数
8. 住民向け地域貢献事業などの開催状況
9. 住民・企業などに解放している付帯施設(図書館など)の状況
10. 留学生の協力で実施する地域国際交流活動の有無
11. 教員、学生が参加するボランティア活動(環境活動や消防活動などの地域活動の有無) (12)

なお、ランキングなどの調査結果については同社の意向もあるので本稿では掲載しないことにする。

## 5. 大学の地域貢献・再生に関する国の総合的な支援政策とプログラムについて

この章では、国の地域貢献に対する大学への財政支援措置とりわけ私立大学等経常費補助制度における大学の地域貢献に対する支援政策及び地域の大学同士が大学経営資源を結集することにより、知の拠点としての機能強化を意図した戦略的大学連携支援事業などについて考察する。

### 5 - 1. 私立大学等経常費補助金交付状況に関する時代的变化について

これまで、大学の地域貢献に対する枠として地域各大学などの特色を生かせるきめ細かな支援としてのカテゴリとして「知の拠点としての地域貢献支援メニュー群」が設定されている。その支援メニュー群の中身としては、次のとおりである。

- 地域の知の拠点活性化支援(地域における社会貢献事業支援)
- 地域の子育て・ものづくり支援
- 地域教育コンソーシアム形成支援
- 地域共同研究支援
- 大学等施設の開放支援などが制度化されている。

因みに、今年度から支援内容の変更および新たに網羅された支援メニューは次のとおりである。

#### (1) 地域社会のニーズに応える人材養成支援

この支援制度は、地方の人口流出を食い止め、地域雇用を確保する

ため地域社会のニーズに応える人材養成に取り組む地方の大学などを支援するためのものである。補助対象としては、看護師、社会福祉士、特別支援学校教員などの養成であった。しかし、平成21年度からは、地域社会で活躍が期待される様々な人材の養成が広範囲となった。こうした中で、補助要件に該当するために各大学では地域出身者の入学特別枠の設置、地域への理解や親しみを啓発するカリキュラム、各学年での地域に密着した実習活動など地域貢献に向けてのインセンティブ付与の仕組みを整備するとともに、地域社会で活躍する人材を養成している状況にある。

## (2) 総合的な地域活性化事業支援

この支援制度は、地域社会の教育研究・文化の向上、発展に貢献し積極的に地域社会を活性化して行く地方の大学などを支援するものである。具体的には、社会人など学生以外の者向けのプログラムの開設、地域企業における実習、講師招聘などによる地域の現状や特性に即した教育、学生による地域のイベント企画、地域の課題解決などを全学に向けて地域貢献の取組みを実施していること、また、大学が地域貢献事業のための部署や相談窓口を設置しその取組みを一元管理していることが補助要件となっている。そうした中で、昨今の厳しい雇用情勢のなか、大学が専門的・技術的な視点にたった講座を地域の人たち向けに開設し、その履修の証として「履修証明書」が大学から発行され就労支援に弾みがつくという効果がでている。(13)

## (3) 戦略的連携支援事業について

地域と大学との連携はこれまでにない新しい価値、文化などを共創によって地域の中に実現していくことが求められている。そうした中で、大学の経営資源を最大限生かしつつ、他方各セクターとの連携・共創の中で「大学の地域貢献」に向けての条件が整備され、これと連動して地域貢献の骨格が形成されるのである。

とりわけ、地方の大学が果たす役割はその地域における「知の拠点」としての観点からも、また、多様化する時代のニーズをふまえた地域の期待に応える人材育成を担う視点からも重要と考えられる。

しかし、地方小規模大学単独の人的・物的資源では地域の知の拠点としては難しく、また地域における各大学の資源の有効活用、教育研究環境の整備が不十分である。他方、現存する大学コンソーシアム(彩の国大学コンソーシアムでは埼玉県内にある18大学が加盟)の機能は限定的であり、地域の多様な要請に応えることには限界がある。

こうした状況の中で、地域の教育研究資源の結集による知の拠点としての機能を強化するとともに、大学の機能別分化を推進するため個性・特色ある複数大学間の連携を強化し、まさに地域振興の核となる大学の構築の必要性が叫ばれるようになった。

教育再生会議第二次報告(平成19年6月)や経済財政改革の基本方



針2007(平成19年6月閣議決定)により、国公立大学の連携による地方の大学教育の充実が図られることになった。これをふまえ、国公立大学を通じた地方の「大学地域コンソーシアム」の形成を支援するための措置を平成20年から講じられている。

因みに、平成20年度は全国の国公立大学の30%を越える256校が参加し、地元型・広域型(総合的連携型)の申請区分に沿った事業企画を連携大学間で協議、検討した提案書を「戦略的連携支援事業選定委員会」に提出している。なお、国の支援措置・内容としては、「地元型」は、1件あたり年間5千万円を上限とし、また、「広域型」は、年間1億円を上限として3年間の補助が制度化されている。

さて、平成20年度の選定結果として地元型は15件(採択率36%)、広域型は22件(採択率37%)という状況である。選定された地元型プログラムとしては、「東京都内医療系大学連携によるカリキュラム開発と地域医療者生涯学習コース提供」、「八王子未来学の構築をめざした大学・市民・行政からなる大学連携と実践活動の高度化」、「実践力のある地域人材の輩出—大学連携キャリアセンターを核にして—」、また広域型プログラムとしては「大学コンソーシアムやまがたを基盤とする地域教育研究機能の強化」、「地域人材育成に向けたSRM手法による教育の質保証」、「個性的な地域創生のための学習コミュニティを基礎とした仮想的総合大学環境の創造」などである。(14)

要約すれば、大学が地域の多様なニーズに応えようとする固有の経営資源を駆使したとしても、地域の知の拠点としての対応には限界がある。しかし、大学の機能分化を推進するため、個性、特色ある複数大学間の連携強化を図れば、大学間の連携による効果的な大学運営と地域の教育研究資源の結集による知の拠点としての対応が円滑に進展することができるのである。

## 6. まとめ

経済のボーダレス化、グローバル化の中でわが国の産業構造の転換をはじめとし、従来の社会システムのパラダイムシフトの現象が今日顕在化している。

一方、少子高齢化社会また成長社会から成熟社会の変化に伴い大学は大きく変化する時代の流れの中でその社会における新たな役割が期待されている。成長社会で重視されていた「経済社会重視の成長戦略」「ハード整備重視の地域整備」、「国主導の都市政策」などが「人間・生活重視の成長戦略」「ソフト重視の地域整備」「住民主体のまちづくり」と視点の変化が生じている。

わが国は平成12年には地方分権一括法が施行され、分権型社会をめざす第一歩が踏み出された。そうした中で現在、地域再生が問われているが各自治体も、昨今の景気低迷に伴い財政面などにおいて厳しい状況におかれており、PFIや市場化テストなど民間の市場原理が公的セクターに導入され、定着しているもの

の、単独にて地域力の再生などのリーダー役を期待することは難しい。

一方、これまで日本経済の高度成長を牽引してきた企業もバブル経済崩壊以降、地域再生、地域貢献の旗振り役には期待できない。

そうした中で、平成16年の国立大学の法人化によって、国公私立を問わず、大学は生き残るための活路を自ら切り開かなければならない状況となった。昨今、18歳人口の減少や国からの大学の経常費補助などが減少する中で、地域と相互補完的な連携・協働の関係を構築することが大学の重要な課題であることを認識し始めたのである。このことは、大学と地域社会との新たなパートナーシップが構築され、ソーシャルキャピタルの構築、共創による地域再生、まちづくりがまさに大学に課せられた新たな使命(USR「University Social Responsibility」)となったとことを意味している。

一方、こうした大学像に対してボックは、「何かかけがえのない価値観が過酷な商業化の増殖で失われるかもしれない」として、加熱する商業主義は、大学本来の価値観、すなわち、真理の探求という価値を喪失されていると述べている。

(15)

これをふまえ、五島は「大学のサービスとは、そもそも、単に社会が望むものを提供するだけでなく、社会に必要とされるべき価値とは何か追求することであろう。それゆえ、公共の価値とは何かを探求し、創造していくことこそが、日本の大学に求められるサービスであると考えられよう」と指摘している。(16)

さて、わが国では現在、立地している地域の伝統的な地域文化の継承、まちの魅力、活力の低下したまちの再生、次世代に不安を残す環境問題の改善、地域経済を支えてきた地場産業の衰退、商店街の空洞化による中心市街地の活性化対策、地域コミュニティの再生の対応などが喫緊の課題である。

その具体的解決にあたり神野は、「地域再生のポイントは、地域社会の構成員によるグラスルーツの草の根運動である。」と指摘している。(17)

こうしたまちづくりの神髄をふまえ、今、大学はその地域社会の構成員として地域と連携し大学の経営資源を如何なく発揮、地域再生に向け協働のまちづくりの推進役となっている。

このような地域社会と大学をとりまく環境を直視するなかで、都市(まち)と大学が対等な協働プラットフォームを構築して共創による地域力の復活と失われた地域コミュニティの再生の担い手として大学が新たな社会的使命としてその存在感をアピールしている状況にある。

そうした中で、内閣府が平成18年に、都市再生の一環として大学と地域との連携・協働による「地域再生システム論」を構築したことに伴い、共同研究や公開講座など大学の地域貢献活動に大きな弾みがつき、まさに全国的に展開している観を呈している。

さて、大学は今後地域との連携を通して新しい時代環境を創設し、その流れを受けた新しい価値、文化などを共創により定着させていくことが大学に課せられた大きな社会的使命であろう。そのためには、知識基盤社会の根底を支える大学が、地域社会全体の高等教育力を高めるとともに、こうした大学の経営資源に先導

された地域と大学の共創による「エリアマネジメント」の構築と「コミュニティ・キャンパス」化は、知の拠点としての機能を強化するためにも必要不可欠である。

一方、平成20年度から導入した国公立私立大学間の連携による、個性的な地域創生、地域教育研究機能の強化、地域人材育成などの形成に国の支援が制度化されたことに伴い、個性豊かな特色ある複数大学間の連携強化を図れば、大学の機能分化が推進され、まさに期待される効果が得られることになる。

こうした状況の中で、大学はいま大学の知を広く地域社会に還元し地域づくりに関する調査・研究、地域社会形成のグランドデザインを描くプランナーの育成、多くの市民リーダーの輩出、そして人材ネットワークづくりを介して、地域力の向上を図らなければならない。このように、地域を大切にし、パートナーシップを構築し、地域再生に向け大学経営資源を注入することが大学の社会的責任なのである。

要すれば、大学は地域住民の居住・生活環境の整備、改善、安心・安全なエコ社会の推進、知識基盤社会に向けての条件整備など地域のニーズに沿った役割を担うことがまさに、知の府としての大学に課せられた第3のミッションなのである。

以上

#### 抄録した文献

- (1) 小松 尚「大学地区の再生を実現した地域と大学の協働事業」『地域と大学の共創のまちづくり』学芸出版社 2008年 37頁
- (2) 文科省HP： 大学を起点とする日本経済活性化のための構造改革プラン「経済財政諮問会議資料(平成13年6月)」  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu8/toushin/010701su.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu8/toushin/010701su.htm)  
(2009.8.1)
- (3) 荒木 正見編著『場所の癒し』・松村 邦彦著 「大学地域論」中川書店 2009年 149頁～150頁
- (4) 濱田康行『地域再生と大学』中央公論新書 2007年 106頁～107頁
- (5) 秦 由美子 「イギリス高等教育における研究・教育評価」2001年 『彦根論叢』第335号 72頁、76頁
- (6) 小篠 隆生 「都市再生プロジェクトにおける大学の新たな役割」『地域と大学の共創のまちづくり』学芸出版社 2008年 106頁～109頁
- (7) 西尾 治一 「地域の担い手を育成するコミュニティ・カレッジ」『地域と大学の共創のまちづくり』学芸出版社 2008年 148頁～152頁
- (8) 清家 忠男・岡本 義行「地域における大学の役割」日本経済論社 2000年 176頁
- (9) 総務省自治行政局 「大学と連携した地域づくりのための取組みに関するアンケート」集計結果 2005年

- (10) 内閣官房都市再生本部HP：「大学と地域との取組み実態についてのアンケート調査」集計結果 2007年  
[http://www.toshisaisei.go.jp/03project/dai10/File7\\_renkei2.pdf](http://www.toshisaisei.go.jp/03project/dai10/File7_renkei2.pdf)(2009.8.1)
- (11) 日本私立大学協会 「私立大学と地域との連携に関する実態調査」集計結果 2007年
- (12) 日経グローバル NO. 110 2008年 25頁
- (13) 日本私立学校振興・共済事業団HP：平成21年度私立大学等経常費補助金取扱要領・私立大学経常費補助金配分基準  
[http://www.shigaku.go.jp/files/s\\_tokuho21y.pdf](http://www.shigaku.go.jp/files/s_tokuho21y.pdf)(2009.8.1)
- (14) 文科省HP：平成20年度「戦略的大学連携支援事業」の選定状況について  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/20/08/08081305/001.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/08/08081305/001.htm)(2009.8.1)
- (15) デレック・ボック・宮田由紀夫訳 『商業科する大学』玉川大学出版部 2003年
- (16) 五島 敦子 「アメリカの大学の社会貢献理念一定義と歴史的変遷の検討」『南山短期大学紀要』第34号(2006年12月) 137頁
- (17) 神野 直彦 「地域再生の経済学」 中央公論新社 2007年 174頁

[Active Role of University for Development and Regeneration of Social Activities in the District]

[MATSUMURA Kunihiko・文京学院大学統括ディレクター付地域連携推進室長]